



中野区立中野第一小学校

「学校いじめ防止基本方針」

令和2年6月

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校において、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために本基本方針を策定する。

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた子供等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、子供等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまで、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、子供の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

いじめは、全ての子供に關係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての子供が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての子供がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子供が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子供の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

なお、本基本方針におけるいじめの定義は法第2条の規定に準ずる。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、子供等に対して、当該子供等が在籍する学校に在籍している等当該子供等と一定の人的関係にある他の子供等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子供等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子供の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該の子供の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた子供の主觀を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた子供本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の子供や、塾やスポーツクラブ等当該の子供が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該の子供と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子供の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた子供がいたが、当該の子供がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる子供本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った子供に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた子供の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の子供に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ対策委員会」へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1 本校の基本姿勢

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るとの意識をもち、全教職員がその責任と役割を自覚し、組織的に対応する。

保護者、地域、関係諸機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、解決に導く。

東京都いじめ防止対策推進条例

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが子供等の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての子供等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、子供等の生命及び心身を保護し、子供等をいじめから確実に守るとともに、子供等のいじめに関する理解を深め、子供等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第七条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する子供等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する子供等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第八条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが子供等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する子供等がいじめを行うことのないよう、当該子供等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する子供等がいじめを受けた場合には、適切に当該子供等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

2 本基本方針の基本的な考え方

より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子供を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進するため、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生活指導体制、校内研修などについて、以下の5つの視点を基に取組む。

● いじめの防止

「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんど全ての子供が被害者としてばかりでなく、加害者としても巻き込まれ、同じ年度の中でさえ子供が入れ替わりながら次々に経験することがわかっている。また、「目に付きにくい」ことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、発見してから対応する、発見を第一に取り組むという姿勢では、手遅れになることが少なくない。つまり、あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、全ての子供がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策になる。

いじめ防止に向けた取組は、教育課程に年間を通して適切に配置し位置付けた計画的なものとして実施する。全ての子供に集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土を子供自らがつくりだしていくようとする。

● いじめの早期発見・早期対応

速やかに情報が共有され対応できる体制を確立しておくことが重要である。それは、子供のささいな変化に気付いたり、子供同士のトラブル等を見かけたりしたとき、事前に決めた手順に従って速やかに情報が共有され、組織的に対応がなされていく体制である。そのため、子供の変化にせっかく気付きながら、個々の教師の勝手な判断で対応したりしなかったりということのないよう、対処の手順を明確にする。

● いじめへの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、子供の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

● 地域や家庭との連携

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようとするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

● 関係諸機関との連携

必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

3 学校の取組

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため「いじめ対策委員会」を設置し、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者で構成する。

当委員会は、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる以下の役割を担う。

- ◆ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◆ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割（いじめ未然防止）
- ◆ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割（いじめの早期発見）
- ◆ いじめの疑いに関する情報や子供の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割（いじめの早期発見・事案対処）
- ◆ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係のある子供への事実関係の聴取等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◆ いじめ被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ◆ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◆ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

重大事態が発生した場合は、本委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて校長の判断により適切な専門家を加え、中野区教育委員会が設置する「いじめ等対応支援特別委員会」と連携・協力する。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての子供を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本は、全ての子供が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

「居場所づくり」・「絆づくり」と「自己有用感」

国立教育政策研究所では、いじめの実態を定点観測的に調査する「いじめ追跡調査」によっていじめの実態を把握する一方で、学校のどのような実践がいじめを減らすことにつながるのかを検証してきました。そうした中でキーワードとして浮かび上がってきたのが、「居場所づくり」であり、「絆づくり」です。

「居場所づくり」とは、文字どおり、学級や学年、学校を子供生徒の居場所になるようにしていくことです。様々な危険から子供を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要です。そのためには、授業改善、授業の見直しから始めていくことが必要になります。また、小学校の低学年のうちから、授業中は正しい姿勢を保つことに慣れさせておくことも大切です。そうでないと、「わかる授業」を行っていても集中力が途切れ「わからなくなる」こともあります。忘れ物をさせない指導なども、同じです。単に「居心地よくしてあげる」ということではなく、「子供が困らないようにする」ための場所づくりと考えましょう。

「絆づくり」とは、教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、子供自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることです。子供同士が一緒に活動することを通して自ら感じっていくものが「絆」であり「自己有用感」ですから、「絆づくり」を行うのはあくまでも子供（同士）です。教師が直接に「絆づくり」に関与すること、直接に「自己有用感」を与えることはできません。ただ、そのための「場づくり」はできますし、必要です。全員の子供の「絆づくり」を促すためには、それなりの教師の働きかけが不可欠ですし、組織的・計画的な働きかけが必要です。一言で言うなら、全ての子供生徒が活躍できる場面を準備することです。

こうした視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直していくことができれば、いたずらにトラブルが起きることも、それがいじめへとエスカレートすることもなくなります。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感を持った子供なら、いたずらにいじめの加害に向かうことはないはずだからです。すなわち、

- ・規律（きりつ）
- ・学力（がくりょく）
- ・自己有用感（ゆうようかん）

が大切なことです。

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題は

- ・規律（きりつ）
- ・学力（がくりょく）
- ・有用感（ゆうようかん）



★きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感を持った子供

（参考文献：国立教育政策研究所『いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する。』）

また、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

いじめの傍観者とならず、相談や報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれる事なく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

ア 人権尊重の精神を基盤として全教育活動に取組み、人権教育や道徳教育の全体計画・年間指導計画に基づき心の教育の充実を図るとともに規範意識を育む。

- ・保護者や地域と連携し、道徳授業を核として、全教師と児童および児童相互の人間関係を深めながら、全教育活動を通して生命や人権等を尊重する態度を育成し、人間として心豊かに生きようとする道徳的実践力を培う。
- ・道徳授業地区公開講座をはじめ、交流活動や自然体験活動など、道徳的価値観の形成を図る活動を通して、子供の内面に根ざす道徳性の育成に努める。
- ・人権教育推進月間を設定し、自他を大切にする教育に重点的に取り組む。

イ わかる授業づくりを進める。全ての子供が参加・活躍できる授業を工夫する。

友人関係や勉強に関するできごとがストレスの要因となって、いじめに結び付きやすい「不機嫌怒りストレス」を高めることが分かっている。また、人に負けたくないという過度の競争意識がストレスの要因を一層強く感じさせることも分かっている。

全ての子供が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、子供の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、更なる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になるばかりか、生徒指導上の諸問題にも発展しかねない。授業中は授業だけ、生徒指導の取組は授業以外の行事等の場面で、といった考え方を捨て、すべての場面、活動においていじめ未然防止の意識をもって指導にあたる。

ウ 規律ある生活習慣、学習習慣の確立

- ・「みんなのきまり」を指導し、児童自己評価の実施と考察を経て指導の改善を図る。
- ・「げんきパワーをためよう！」シートを活用した生活習慣の改善。
- ・家庭学習の手引きの作成と活用、家庭と連携した家庭学習強化月間の実施。家庭学習の目標時間（10分×学年）に沿った量の毎日の宿題の提示と自学ノートの取組。

イ 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者とかかわる機会を工夫し、互いの違いを認め合う仲間づくりに取組む。そして、「認められた」「人の役に立った」という経験や、教職員の温かい言葉かけにより「認められた」という自己肯定感を育てる。

ウ 子供の発達段階に応じた適切な資料等を用いていじめに関する指導を実施する。

- ・「正しく使おう！インターネットルールとマナー～」
- ・「STOP！いじめ あなたは大丈夫？」
- ・「STOP！それは犯罪だと気付いていますか？」
- ・人権教育ビデオ教材の活用（東京都教職員研修センター所蔵のDVDなど）

エ 発達段階に応じた系統的な情報モラル講習会を全学年で実施し、情報に関するモラルや規範意識をもたせるとともに、子供が自ら考え判断し行動できるよう指導し、家庭と連携して健全育成に努める。4年生以上は携帯電話やスマートフォンについて、3年生以下は携帯型通信機能付きゲーム機について重点的に指導する。

オ 本校のSNS学校ルールを児童・保護者に周知するとともに、SNS家庭ルールの内容について情報を提供し、共有化を図ることで作成率・遵守率を高める。また、SNS学校ルールの見直しについて児童主体の取組を推進する。

カ あいさつ、言葉遣い、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣の習得や発達段階に応じた食育と保健指導により心身の健康の保持増進を図る。

② 子供の主体的な活動の促進

ア 年間をとおしたあいさつ運動を実施する。学校という集団における高学年の求められる姿・なりたい姿（下学年の憧れであり、手本であり、未来像である。）に対する子供の気持ちを大切にした自発的で伝統となる活動を行う。

イ SNS学校ルールの見直しについて児童主体の取組を行う。

ウ 委員会活動・クラブ活動・学級活動などをとおして、個々の子供の思いや願いを互いが理解し、一人一人が当該学級集団に所属し、集団の一員として認められているという満足感や充実感、連帯感などをもち、互いに協力する中で自己有用感を高めることができるようとする。

エ 児童会によるいじめ防止の啓発活動（全校朝会での呼びかけや劇など）を行う。

オ 学年間や異学年（たてわり班活動）での交流活動など、かかわりの中で豊かな心の育成を推進するとともに、集団生活の基本的な約束を身に付けさせながら、認め合い、協力し合う集団づくりを進める。

- ・たてわり班活動（みらいタイム）を通して、異学年で互いに協力し助け合いながらよりよい学校生活を築けるようにする。
- ・望ましい集団活動を通して、一人一人が互いに認め合う自主的・実践的な態度をもてるようになるとともに、相互のよきを活動に生かせるように努める。
- ・コミュニケーション能力の育成を図り、自己および他者の大切さに気付き、積極的に他者とかかわろうとする態度を育てる。

カ ふれあい月間におけるいじめ防止の学習（DVD、書籍など）をとおして意識向上を図り、いじめ防止に関するポスターやいじめ防止標語の作成に一人一人が取組み、学級での話し合いによって思いを共有し、できたものを校内に掲示するなど、年間をとおして日常的にいじめ防止に取り組む意識を継続させる。

③ 教職員の指導力の向上

研修等により、年間を通して教職員は常に人権感覚の向上と指導力の向上に努める。

- ・学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント
- ・東京都いじめ防止対策推進基本方針
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・中野区いじめ防止基本方針
- ・「いじめ総合対策【第2次】」
- ・「人権教育プログラム（学校教育編）」
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A
- ・「学校いじめ防止基本方針」年度当初の確認点
- ・「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」
- ・「中野区いじめ対応ガイドライン」
- ・「子どもたちの自信とやる気を高め 居場所をつくるために
～自己肯定感や自己有用感を育むために学校ができること～」
- ・「いじめ対策に係る事例集」
- ・いじめ防止教材「STOP！いじめ あなたは大丈夫？」（DVD）
- ・スクールカウンセラーを講師とした研修
- ・年2回の生活指導全体会、週1回の生活指導夕会での子供の情報と指導法の共有

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめの認知を正確に行うこととは、極めて重要である。

初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで…、一回きりだから…）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実である。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

このため、日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いているあかしである。

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある子供が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものである。したがって、いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いていることのあかしであると言える。普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを保護者や地域の方々に丁寧に伝えることが大切である。

① 定期的ないじめの実態把握

- ・毎朝の健康観察や体育の着替え、教室移動時に子供の様子を把握する。
- ・授業中の特にグループづくりやグループ活動、発表、資料配布時などに子供の様子を把握する。
- ・休み時間の校庭や室内での遊び（特にグループ遊び）の子供の様子を把握する。
- ・ふれあい（いじめ防止強化）月間における年3回（6、11、2月）の質問紙法による調査を実施する。アンケート実施時に「先生たちはいじめを絶対にゆるさない」ということを子供に伝える。
- ・早期発見のためのサインチェック表を、教職員と保護者で共有して取り組む。

② 教育相談の充実

スクールカウンセラー、本区の心の教育相談員、巡回相談員などの関係諸機関との連携により、子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進し、全教職員で年間を通していじめ未然防止等に全力で取組む。

- ・教育相談室を常設し、スクールカウンセラーと心の教室相談員が使用する。相談内容は文書にて学校に報告し、教員と内容を共有する。
- ・スクールカウンセラーと心の教室相談員の勤務日や勤務時間を調整し、相談日数を最大に設定する。また、毎月の相談日時を全子供に配布するとともに教育相談室入口や教室等に掲示する。
- ・スクールカウンセラーによる5年全児童の相談を実施する。
- ・必要に応じて学校生活についての調査を行い、必要な子供に面談を実施する。また、教員が子供の面談を要請する。
- ・教室での授業や休み時間、給食時の様子など、適宜子供の様子を観察する。
- ・スクールカウンセラーと巡回相談員は情報共有を図り、有効な支援を策定する。
- ・スクールカウンセラーは校内委員会に参加する。

③ 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

ア 保護者との連携強化と啓発の促進

- ・4月の学校説明会において、保護者に向けて「学校いじめ防止基本方針」の配布と説明を校長が行う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」は本校ホームページに公開する。
- ・ふれあい月間の周知と取組に関する情報発信
- ・保護者会時のいじめ防止教材DVD「STOP!いじめあなたは大丈夫?」の活用
- ・本校、本区、都の教育相談体制の周知
- ・情報モラル講習会への参加の推進（土曜授業・学校公開日における実施）
- ・SNS学校ルールの周知とSNS家庭ルールの作成・遵守の働きかけ
- ・PTA活動における学校行事への参加、日常的な学校公開の実施
- ・SOSの出し方に関する教育を全学年児童に実施するとともに、学習内容を保護者・地域に周知し、大人がSOSを受け止めて支援できるようにする。

イ 幼保小連携、小中連携教育、地域の人々との交流活動や地域の人材を活用した教育活動等をとおして、子供の道徳性や豊かな人間性を培うとともに、地域で学ぶ子供への一貫した成長支援・育成に取組む。また、高齢者や地域の人々とのふれあいをとおして、福祉教育・環境教育・国際理解教育等を総合的な学習の時間に位置付け、指導の充実を図る。

- ・第二中学校、中野本郷小学校、やよいこども園、中野保育園、本町保育園、たから幼稚園など
- ・桃園学童クラブ、向台学童クラブなど
- ・青少年育成弥生地区委員会、青少年育成東部地区委員会
- ・弥栄会
- ・体験学習における地域人材

ウ 保幼小連携を活かした継続した指導

- ・低学年児童に、温かい言葉での表現（あったか言葉）や暴力に依らない言葉での解決方法について、「中野区就学前教育プログラム（改訂版）」の活用を図るとともに、スタートカリキュラムにおいて重点的に指導する。

(4) いじめへの対処

組織で認知し対応することが重要である。～ひとりで抱え込まない～

いじめの発見・通報を受けた場合に重要なのは、ひとりで抱え込まず、周囲に報告・連絡・相談することである。

組織としての判断による速やかな組織的対応により、被害児童を守り通す。また、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応において重要なのは、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むことである。

組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切であり、事案に対応する中で迷った場合も、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいですか？」とためらわずに発言できる環境づくり・人間関係の構築に常に努めていく。

① 事実確認と報告、情報の共有

ア 日頃からいじめへの対応について、教職員全体で共通理解を図り、特定の教職員が一人で抱え込むのではなく、いじめ対策委員会を活用し、機動的かつ組織的に対応する。

- ・まず、最も重要なことは、教職員それぞれでいじめの捉え方の差があつてはならないということである。いじめの定義を確認するとともに、具体的な事例研究をとおして、全ての教職員が同じ基準でいじめに取組めるようにしなければならない。

イ いじめを把握した場合、本基本方針に基づき、いじめ対策委員会を核とし対応にあたる。

- ・迅速に会議を開催し、情報の収集や情報の共有を行い、教職員で役割を分担して、いじめられた子供や保護者への支援やいじめた子供、保護者への指導・助言、関係する子供への心のケアを行う。
- ・校内巡視等を積極的に行い、他の子供の様子を把握し必要な対処をする。また、教職員全員で見守っているというメッセージを子供や保護者に伝える。

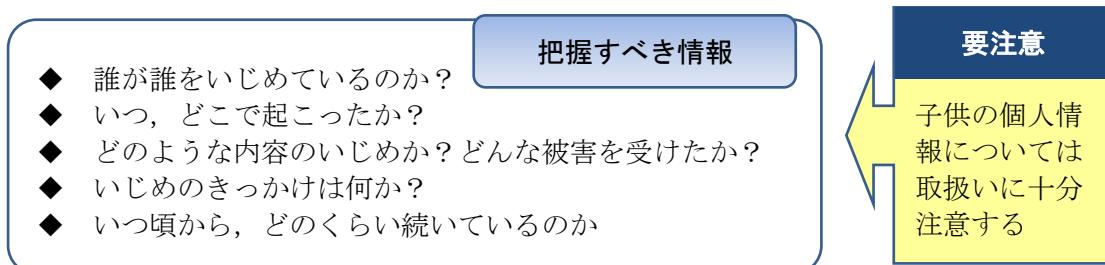
ウ いじめであるかどうかの判断はいじめ対策委員会で行い、対応の必要なケースについては、事実確認とともに、いじめられた側の子供の保護者との連携を十分に図る。

- ・いじめの疑いがある行為は、早い段階から教職員等が関わりをもち、いじめられた子供およびいじめを知ってきた子供の安全を確保する。

教職員は、「これくらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせる。

まず、いじめられている子供、通報した子供の身の安全確保を最優先する。いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめている子供から聞き取るとともに、周囲の子供や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。また、保護者対応は、複数の教職員で行い、事実に基づいて丁寧に対応する。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とする。いじめの事実について管理職と生活指導主任に速やかに報告する。生活指導主任は教職員間の情報共有を行う。



② 解決に向けた取組・指導

ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定

教職員から報告を受けて「学校いじめ対策委員会」が認知したいじめに対しては、この対策委員会が具体的な対応の在り方等について協議し、校長が決定する。

「学校いじめ対策委員会」は、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度や、加害の子供が行つたいじめの行為の重大性等に鑑み、状況を多面的に検証しながら協議を行い、対応方針を決定する。

教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。

なお、行為の軽重や緊急性によっては、学級担任等がその場で対応したり、直接校長の指示の下に対応したりすることも想定される。その場合は、必ず事後に「学校いじめ対策委員会」に報告する。

イ 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言

「学校いじめ対策委員会」の決定した方針に基づき、学級担任等が、いじめの事例について子供や保護者等に対応を行った場合は、その経過や改善の進捗状況等について、逐一「学校いじめ対策委員会」に報告し、次の対応等について助言を受ける。

報告は、パソコンの共有フォルダにデータを保存するなど、効率的な方法で行うことができるようとする。なお、状況に応じて「学校いじめ対策委員会」の会議を招集する。

また、「学校いじめ対策委員会」は、対応する教員の経験年数等を考慮して、きめ細かな助言を行うとともに、若手教員と学年主任と一緒に子供からの聴き取りや子供への指導に当たるなど、複数での対応に心掛ける。

特に、学級担任等が、被害の子供や加害の子供の保護者に対して、いじめの事実、学校としての対応方針、対応の経過等を伝える際には、学校への信頼が失われることなく理解と協力が得られるようとする。そのために、「学校いじめ対策委員会」が、事前に十分な助言を行うとともに、必要に応じて複数の教職員で対応を行う。

ウ いじめられる側の子供・保護者への支援

教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの子供にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定することが重要である。

● いじめを受けた子供の思いや苦痛に寄り添い心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという意思を示して複数の教職員で支援する。また、事実関係を丁寧に聴取する。

- ・安全を確保し、心のケアを図るとともに安心を与える。
- ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・子供の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分留意してその後の対応を行う。
- ・スクールカウンセラーや心の教室相談員と協力し、子供に心理的負担を与えないよう配慮する。
- ・今後の対応についての思いを聞き、一緒に考える。（具体的に、何を、どのように）
- ・その後の学校生活において活動の場を設定し、認め励ましていく。

● 保護者と一体となり、支援を行う。

- ・複数の教職員で対応し、学校として全力を尽くすという意志を伝え、安心を得られるようになる。
- ・できる限り迅速に、確実な事実関係を報告するとともに今後の対応を説明する。
- ・子供とのコミュニケーションの取り方などについて助言したり一緒に考えたりする。

エ いじめた側の子供・保護者への指導

- 複数の教職員で対応し、いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた子供の内面を理解し教育的配慮をしながら、他者の痛みを知り二度といじめを起こさないよう繰り返し指導する。
 - ・いじめの事実を確認し、行ったことを振り返る。
 - ・いじめられた子供の心身の痛みに気付かせる。いじめは人格を傷付け、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・今回のことでの学んだこと、今後どうしていくのかを教職員と一緒に考える。
 - ・状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行う。
 - ・暴行や恐喝等の事例に関しては警察と連携して対応する。
- いじめの背景をとらえ、いじめる側の子供の安全・安心・健全な人格の発達に配慮しながら、学校組織で継続的な観察や指導を徹底する。また、再発防止、未然防止に生かす。
 - ・状況に応じて、スクールカウンセラーや心の教室相談員との連携の下、心のケアとともに、必要な支援を実施する。
- いじめる側の保護者と一体となり、いじめの改善に努める。
 - ・複数の教職員で対応し、事実を丁寧に説明する。
 - ・学校としての今後の対応を伝えるとともに、今後保護者が行うべきことについて、保護者の心情を鑑みた最も有効で実効性のある方法を助言する。
 - ・今回のことと子供の人格の成長につなげるために、学校と保護者が協力し、再発防止につなげることが必要かつ大切であることを理解させる。
 - ・保護者の困り感の状況に応じて、必要な専門機関を紹介する。また、必要に応じて専門機関と連携を取って対応することの了承を得る。

オ いじめの周囲・集団の子供への指導

いじめの周囲の子供には、おもしろがって見ている行為、見て見ぬふりをする行為やいじめの助長につながる行為はいじめていることと同じであること、いじめに関わっていたということを理解させるとともに、だれかにいじめを知らせる勇気をもつよう伝えていく。

- ・いじめられた子供の心情に配慮し、可能な範囲でいじめの事実を確認する。
- ・いじめは絶対に許されない行為であることを再確認するとともに、いじめを自分の問題として捉えさせる。
- ・勇気をもって「いじめはだめだ」と言う自分、だれかにいじめを知らせる自分をイメージさせる。また、大人はいじめを知らせた子供を守り通すことを伝える。
- ・全教職員で周囲の子供の様相について情報を共有し、適切な見守りや声かけ、継続したいじめの解決に向けた取組を行う。

カ 保護者同士が対立するような場合の対処

- 教職員が間に入って関係調整が必要と判断した場合は、中立、公平性をもって対応する。
- 和解を急がず、相手や学校に対する不信などの思いを丁寧に聞き取り、気持ちに寄り添った態度で臨む。また、話す中で、根本的な解決すべき課題、ニーズを正確に把握し、解決に向けた具体的かつ有効な対応を取る。
- ある程度長期的な対応を考えた管理職、主幹教諭による対応を取る。
- 中野区教育委員会指導室や関係諸機関と連携して対処する。

③ インターネット上のいじめへの対応

ア いじめられる側の子供を守るために、早期に対応する。

- ・書き込まれている内容に関する情報等の事実確認を行う。そのために、必要な情報（URLやID）を早急に入手する。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、書き込み内容を確認し、掲示板管理者、ブログ作成者、サイト管理者、サービス提供者、プロバイダへの削除依頼を要請するとともに、検索結果から「キャッシュ」の削除をサイト運営会社に要請する。
- ・削除等を要請する措置に関する相談窓口、違法な情報発信停止や情報の削除の手続きの方法等を子供および保護者に情報提供する。
- ・得た情報・画面・動画は保存しておく。（プリントスクリーンや印刷も含む。）

イ 教職員全体でインターネット上でのいじめに関する理解を図り、いじめ対策委員会を活用し、機動的かつ組織的に対応する。「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」（東京都教育委員会）を理解し活用する。

- ・いじめる側の子供への指導については、事実確認を行った上、書き込み内容が法律に違反することを十分に理解させ、適切に指導する。
- ・いじめる側の保護者への指導については、事実を説明し、指導内容を報告する。
- ・いじめの周囲の子供には、発信者としての責任を自覚するよう繰り返し指導する。
- ・保護者からの情報提供に対しては、事実を把握している人物の有無、書き込み内容に関する情報等の事実確認を行い、学校として適切に対応することを伝える。

ウ 常に新しい情報を収集・入手する。「インターネットトラブル事例集」や「インターネットトラブル事例解説集」（総務省）を活用し、実際に身近に起きたトラブルを理解して予防法・対処方法を身に付ける。

- ・SNSやプロフ、ブログ、動画共有サイト、アプリなど子供が関心をもっているサービスを実際に閲覧・利用し、内容をチェックしてみる。

【いじめ防止対策推進法】

第19条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する子供等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

第3項 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた子供等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

④ 校種間及び関係機関との一層の連携

ア 幼保小連携・小中連携教育の視点を踏まえ、卒業（園）時等における的確な情報伝達を行うとともに、その後も適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報伝達を行う。

イ 子ども家庭支援センターや本区教育支援室、学童クラブや子供館、キッズプラザ、校庭・体育館開放事業、子供相談所、福祉や医療機関および警察等との情報交換を継続的に行う。

(5) いじめの解消について

いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではなく、いじめられる側の子供といじめる側の子供、他の子供との関係の修復を得て、いじめられる側の子供が健康かつ安心して登校でき、双方の当事者やまわりの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断するとの認識を、教職員全体で共通理解した上で、その対応に一丸となって努める。

いじめの解消について

いじめが解消されたかどうかについては、次の2つの条件が満たされていることを含め、「いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

① いじめに係る行為の解消

学校がいじめの訴えがあったトラブルについて解決したと判断した日から、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月程度継続していること。

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

なお、いじめが解消されたと判断された場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害の子供や加害の子供を注意深く観察するなど、対応を継続する。

(6) 重大事態への対処

- ① 区教育委員会への報告と連携
 - ・重大事態が発生した場合には、直ちに区教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断を仰ぐ。
- ② 被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底
- ③ 被害の子供への緊急避難措置の検討、実施
- ④ 加害の子供への懲戒や出席停止の検討
- ⑤ 警察への相談・通報や子供相談所等との連携
- ⑥ 区教育委員会が設置するいじめ等対応支援特別委員会との連携・協力

【重大事態の意味について】

第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する子供等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する子供等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている 疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する子供の状況に至る要因が当該子供に対して行われるいじめにあることを意味する。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子供の状況に着目して判断し、以下のようなケースが想定される。

- 子供が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、子供や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【調査について】

調査は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた子供又は保護者の訴えなどを踏まえて学校主体で行うことを基本とする。しかし、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと区教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、区教育委員会において調査を実施する。

(7) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

① 本基本方針の点検・見直し

- 本基本方針が本校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- 「学校いじめ防止基本方針」が自校の実情に応じた実効性のある内容になっているか、DDCAサイクルの中で、ふれあい月間「学校シート」を活用して検証し、次年度に向けて改善を図る。
 - ・年度末及び年度当初に、全教職員による校内研修等を実施する。その際、都教委作成「ふれあい月間「学校シート」の活用」等を参考にして以下の2点を行う。
 - ア 年度当初（4月）の校長経営説明・校内研修等で、学校いじめ防止基本方針の改訂点について共通理解を図るとともに、その実現に向けた学校全体及び個々の教職員の具体的な取組について考える。
 - イ 年度末の校内研修等で、自校のいじめ防止等の対策の課題について考える。

② 定期的ないじめに関する調査

定期的ないじめに関する調査結果から課題を洗い出し、いじめ未然防止に役立てるとともに、組織的かつ計画的にいじめ問題に取り組む。

③ 学校評価を通した教職員による評価および改善

いじめについての取組や対応の状況について、自己評価および学校関係者評価を実施し、その結果を基に改善する。

4 付則

附則（令和2年6月11日付け2中中一小教第20号）

令和元年5月「中野区立中野第一小学校 いじめ防止基本指針」を全面改訂し、この中野区立中野第一小学校「学校いじめ防止基本方針」は令和2年6月11日から施行する。